

伯耆町内社会体育施設等利用についてのお願い

○社会体育施設

【岸本体育館・岸本武道館・溝口体育館・溝口武道館・町民グラウンド】

○総合スポーツ公園

【B&G 体育館、野球場、ラグビー場、多目的グラウンド、グラウンドゴルフ場、ゲートボール場】

○各施設ともに年間予約団体を優先としますが、公共的大会等の予約があった場合にはそちらを優先します。年間予約は必ずしも定期的に利用できるものではありません。各月の予定表は、前月の26日に各施設に掲示します。各団体で必ず確認をお願いします。

○予約をしているが、キャンセルとなった場合には、早めに総合スポーツ公園 (0859-68-3775) まで連絡をお願いします。

○施設予約の基本的なルール

【社会体育施設】

- ・年間予約以外の予約は、原則次月分までの予約とし、町内公共的団体（スマイリー加盟団体、公民館同好会、自治会、PTA等）は前月の15日までに優先的に予約受付できます。その際には、必ず利用日までに総合スポーツ公園へ申請書を提出してください。それ以外の一般予約については16日以降に予約受付。

【総合スポーツ公園】

- ・年間利用予約以外の予約については、原則5カ月前からの予約ができます。
社会体育施設予約同様、利用日までに申請書の提出をお願いします。

※申請書はHPから入手し、【kaiyousent@houki-town.jp】まで送信申請可です。

○施設利用に関するお願い

- ・施設の利用開始時、終了時には各体育館の施設管理員に必ず声掛けをお願いします。
- ・屋内施設で使用する用具一式（シューズ、ボール等）は必ず屋内専用の物をお願いします。屋外用または屋外で使った物の持ち込み、使用はしないでください。
- ・施設利用終了時には清掃、片付けをお願いします。
- ・施設内に設置してある物品（清掃用具等）は必ず元あった場所へ返却していただくようお願いいたします。
- ・施設利用は必ず予約時間内(清掃、片づけ込み)で終わるようにお願いします。